

全日本農商工連携推進協議会との連携強化

J-PAO は、運営会員である都築富士男氏が会長を務める全日本農商工連携推進協議会（以下協議会）との連携を強化します。

協議会は、現在、農・商・工連携の推進活動を通じて、産地開発や流通支援など農業・農村の活性化支援に取り組んでいます。その活動の一つとして、一般消費者参加型 SNS を開発し、農業者を応援する情報発信や情報提供を行う予定です。その SNS のサイト内の農業者支援に関するページを J-PAO が運営することになりました。詳細につきましては、内容が固まり次第連絡します。

専門部会の動き（9月）

【輸出】

前回以降香港へのトライアル輸出を希望する商品を募り、それを会員の関連会社である現地法人と調整をしました。その結果、現地のニーズに基づき、少量ではあるが果物類のオファーを現地法人に出すことになりました。これらの状況報告と、併せて輸出の状況について、メンバーと意見交換を行いました。

【人材育成①】

まず、会員である㈱あぐりーんと連携に関する、あぐりーんから J-PAO ホームページへの訪問者数（のべ 604 件）の状況について報告しました。

そして、今回は日本農業法人協会の「農業インターンシップ事業」について、概要説明を受けた後、メンバー間で意見交換を行いました。

【人材育成②】

J-PAO 主催セミナーとトップマネジメントセミナーについて、事務局の案をもとに意見交換を行いました。

主催セミナーについては、開催時間、内容、周知方法等について意見交換を行い、6 次産業化をテーマとして、長時間ではない、参加しやすい時間で開催する方向になりました。

また、トップマネジメントセミナーについては、カリキュラム、場所、実施時期について意見交換を行いました。

【東北農業復興プラン検討部会】

8 月に行なった南相馬大規模農業経営研究会との打ち合わせの概要と、南相馬市における放射性物質の移行係数の低いタマネギの生産事業の構想案を事務局から説明の上、意見交換を行いました。他の作物など何か新しい可能性がないか、さらに検証を進めることとなりました。なお、復興庁の企業連携プロジェクト事業化支援の公募については、検討したものの応募をしないこととしました。

農業経営アドバイザーミーティングを開催

J-PAO は、日本政策金融公庫農林水産事業本部から農業経営アドバイザー試験制度の運営事業を受託しています。

この事業の一環として、津田ホール（東京都渋谷区）にて 9/20(木)～9/21(金)に農業経営アドバイザー試験合格者を対象とした研修「平成 24 年度第 1 回農業経営アドバイザーミーティング」を開催し、320 名の農業経営アドバイザーが参加しました。

9/20 には(有)ブルーベリーフィールズ紀伊國屋の岩田代表取締役から、「農業経営者からの提言『アドバイザーに期待すること』」と題しての講演、農林水産省大臣官房政策課満永課長補佐より「食料・農業・農村白書の概要」の講演、また 3 人の農業経営アドバイザーからの事例発表の後、日本公庫大住総合支援部長がコーディネーターとして加わり、パネルディスカッションを行いました。9/21 には日本公庫情報戦略部岩崎氏より「農業の業種別動向について」、農林水産省経営局経営政策課木村課長補佐より「新たな農業経営政策について」の講演がありました。

アグリフード EXPO 大阪出展者募集開始

J-PAO 会員の日本政策金融公庫が主催の第 6 回「アグリフード EXPO 大阪 2013」(2/21～2/22、於：ATC アジア太平洋トレードセンター)の出展者募集が始まりました(募集期間：9/18～11/16(先着順))。

*お問い合わせ：「アグリフード EXPO」運営事務局/
エグジビションテクノロジーズ(株) TEL. 03-5775-2855

主な活動（9/1～9/25）

9/10 第 62 回企画運営委員会

9/20～21 平成 24 年度第 1 回アドバイザーミーティング

9/21 大分県農業ビジネススクール(㈱内子フレッシュパーク)から岡田取締役

往復書簡

今回は、齋藤 碌氏（愛媛県、ジェイ・ウイングファーム）と当機構理事長の高木勇樹との往復書簡2回目です。

前略 高木 勇樹様

御返事有難うございました。高木理事長の熱い想いと問題点に対する的確な分析と覚悟を感じました。しっかりと後押ししていただき、この方向で間違いないと確信いたしました。

農業は「麦・大豆」のように安価な輸入品目に対して国が価格を補填する側面があれば、市場や農協のように市場原理で価格が決まる側面もあり、非常に複雑です。

農地制度の目的は農地を維持するためと理解していますが、昔とは異なり物流網が発達し、食糧自給率四十%でも食糧が溢れるくらい輸入に依存している今日、北海道のような広大な農地も山間部にあるような小さな棚田も同じ農地であって、それらすべてを守るうとしているのか、それとも生産効率の良い場所へ集約しようとしているのか国の計画がわかりません。なぜなら、全国の平野部、中山間部、山間部では圃場整備事業として国の多大な資金を投入している割には、米の栽培期間以外は耕作していない場所をよく見かけるからです。財政には限りがあると思うのですが、事業の検証はできているのでしょうか。せつかくの投入資金が活かされていないように思えます。また最近では農業法人化を推進されていますが、法人が土地を預かって管理する中で、ある日突然、地主から返してくれと言われ生産基盤を失う場合があると思いますが、これでは経営していく上で足元が不安定だと思えます。

農協制度は、その理念や目的は非常に大切なものだと思います。しかし、私から見て今日の農協は業務が多岐に渡っていて、その能力が分散しているように思えます。また、各都道府県で力を入れている業種が異なり、純粹に農業発展のためには言い難いのではないのでしょうか。農業協同組合法第八条一組合は、その行う事業によつてその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない」とあります。農業協同組合が機能していたら農業はここまで衰退していないと思います。

食糧制度では、生産調整と言われる減反政策があります。作

らずして支給されるこういった仕組みは非農家出身の私にはよくわかりません。以前、行政の方に「農業者は多面的に社会貢献しているから、第一級の国家公務員ではないか」と問いますと、「社会主義じゃあるまいし」と鼻で笑われましたが、どうなのでしょう。

農地は個人所有財産だから個々人に運営（耕作・転用・売買など）を任されているのか、それとも国土であり食糧を供給するための国民の財産だから国が面倒を見るのか、優先順位が曖昧であると思います。農業委員会など協議する機関を設けているのはわかりますが、全国の市長村、委員の方々が国の百年・千年の大計を理解しているのか、農振地域以外の開発を見ていて疑問に思います。

農業者と接していて感じることは、経営というより村社会で波風を立てることにとっても慎重な方が多いです。そんな農業者の体質に甘んじて体制側はゆでがえる状態でいられる。そんな構図だと思います。しかし、そのような忠義的な考えは七十年代以上の考えで、先の書簡交換者である黄金崎農場の小川氏の指摘にもありました。農業に対する就職観が変わり、世襲制でなく、外から様々な人材が入ってくると今日の体制は変わらざるを得ないと思います。少なくとも私は誇りをもって農業ができるように行動と追究をしていきます。今後ともご指導よろしくお願ひ致します。

草々。

平成二十四年九月吉日

齋藤 碌（さいとう ろく）



いちばん右が筆者（ジェイ・ウイングファームの仲間と共に）

一九八一年 京都府生まれ
二〇〇三年 愛媛大学農学部森林資源学コース卒業
二〇〇三～二〇〇五年 国際農業者交流協議会による米国2年制オレゴン州アルボードラランチにて研修
帰国後、(有)ジェイ・ウイングファーム就職
主に、米、麦、大豆、キャベツ生産担当

拝復 齋藤 碌様

「暑さ寒さは彼岸まで」は本当ですね。
前回の私の問いかけに、農業実践の現場感覚と豊かな感性による見事なお答えを頂き、頼もしく、更なる磨きをかけてもらいたいとの思いも込めての返書です。

農産物の価格に国が関与するものと市場原理で決まるものがあるとの指摘ですが、農産物を保護する制度、システムには消費者負担の関税などの国境措置と納税者負担の米の戸別所得補償のような国内措置があり、農産物ごとに異なります。これらについて貴兄が生産されている農産物がどうなっているか調べてみたらまたいろいろなさが見えてくると思います。

自給率四〇%（実は直近は三九%）はカロリーベースで、低い要因のひとつが畜産向け飼料穀物の大宗が輸入であることもご承知の通りです。この問題を深掘りすると、これまでの農政の苦悩の一端がお分かり頂けると思います。

農業と製造業との根本的違いは、農地が工場・機械と異なり国土・地域から切り離せない経営資源で、多面的機能ももつ国民共有の財産・資源、つまり公共財であることと言ってもよいと思います。

農地・水田の整備のための事業の補助率が他に比べ高率、農地の固定資産税が安いというのは農地が食料を作る基盤であるという公共的性格を有している（公共財）からです。当然食料生産に利用することが求められているのです。その利用の仕方は経営者の創意・工夫、努力（経営感覚）に委ねられているということでしょう。だから、利用しない、されない場合には、憲法上の理念たる公共の福祉違反として、宅地並み課税にする、相続の際の優遇措置を適用しないなどのペナルティが課されて当然だと思えます。

農協法の目的には「農業者の協同組織」とありますが、今や農業就業人口二百六十万人、経営耕地面積十ヶ以上、十ヶ未満でも年販売金額十五万円以上という定義での農家戸数は二百五十万戸です。一方農協の組合員数は九百五十万人（正四百七十七万人、

准四百八十万人）。この一点をみるだけで農村に住んでいる人の集まりに過ぎず、「農業者の協同組織」という原点から大きくかき離れていることが分かります。私が問題にするのは原点からかき離れているにもかかわらず、独禁法の適用除外やその他の恩恵を受けていることです。貴兄のご指摘のように原点は大事です。例えば原点回帰のため信用、共済、経済事業を分離し、それぞれ独立採算とするのも一法です。

食糧制度（昭和十七年発足）は、主食たる米の不足時に発揮した公正、公平な分配という国直轄の需給調整機能が国民の支持を受けた仕組みですが、余りにも長く続いた（食糧法廃止は平成七年）ため米作り農家の意識は稲作公務員となってしまう。何でもお上のせい、リスクをとらない、村社会に波風を立てないゆでがえるでよしとする風潮を助長したと思います。

農業を所得の場、雇用の場として地域の核とする、換言すれば持続する産業としての農業を経営する担い手は皆さんです。国民のニーズにこたえようとする試みが今の仕組みでは表現できないときは「健全なる反逆」を通じて現場から変えるのです。例えばクロネコヤマトの戦いを想起してみても下さい。行政は必ず後追いします。

お答えできなかった点はお会いした時に、
では、また。

敬具

平成二十四年九月吉日

高木 勇樹（たかぎ ゆうき）



一九四三年 群馬県生まれ
一九六六年 東京大学法学部卒業農林省入省。食品流通局砂糖類課長、大臣官房企画室長などを経て、食糧庁管理部長、畜産局長、大臣官房長、食糧庁長官など歴任。
一九九八年 農林水産事務次官、二〇〇一年退官
二〇〇二年 農林中金総合研究所理事長
二〇〇三年 農林漁業金融公庫総裁、二〇〇八年同公庫退任
二〇〇七年 NPO法人日本プロ農業総合支援機構副理事長
現在、NPO法人日本プロ農業総合支援機構理事長などの立場から、わが国農業・農村の活性化、食の問題の解決に向けた活動に尽力